

## 【医療費給付手続きの流れ】

- ①診療月1か月分の医療機関発行の領収書をまとめておく  
※紛失分は給付できませんのでご注意ください  
↓
- ②月が変わったら、「学生健康保険互助組合 医療給付金申請書」(本用紙裏面)に必要事項を記入する  
※「医療費給付の対象外のもの」に該当する場合は給付できません  
※ひと月分をまとめて記入してください(一度申請書を提出した月について、追加受付は一切できません)  
↓
- ③はじめて手続きする場合は、「医療給付金振込銀行口座登録票」を記入する  
※1回の登録で卒業まで有効です  
※口座名義、改氏名等があった場合には再登録してください  
↓
- ④本組合指定の申請期間内に、以下のものを学生部学生センターに提出する(「領収書」「通帳コピー」のみのお預かりは一切しておりません)  
1.学生健康保険互助組合 医療給付金申請書  
2.領収書  
3.医療給付金振込銀行口座登録票  
4.振込先銀行口座の通帳コピー  
※3,4.は振込銀行口座を登録する学生のみ  
↓
- ⑤本組合で、申請書・領収書を基に医療給付金を計算し、給付額を決定します  
↓
- ⑥本組合指定振込日に、登録した銀行口座に医療給付金が振り込まれます  
※10円未満は切り捨てとなります  
※振込手数料はご本人負担となります

## 【医療費給付の対象外のもの】

- ①歯科での治療及び処方箋(保険適用でも給付できません) ②各種文書料(診断書など) ③健康診断  
④予防接種 ⑤人間ドッグ ⑥交通事故 ⑦入院時食事代・差額ベッド代(保険適用でも給付できません)  
⑧正常な妊娠、分娩 ⑨保険点数化されていない前回未収金 ⑩疾病治療ではない禁煙治療  
⑪海外医療機関での診療、処方箋 ⑫その他、健康保険適用範囲外の診療、処方箋、検査

## 【医療費給付について】

- 給付上限額…1か月 80,100円  
年額(当該年度) 200,000円
- 10円未満切り捨て
- 振込手数料は本人負担(差し引いての給付)  
三菱UFJ銀行 100円+税、その他の銀行 300円+税

## 【振込先銀行口座について】

- 学生本人の名義以外では登録できません
- 登録申請する際には必ず通帳コピー(①名義  
②金融機関名 ③支店名 ④預金種類 ⑤店番  
⑥口座番号 が載っているページ)を添付して  
ください。
- 振込銀行口座を変更する学生、学籍番号・氏名  
が変わった学生は再度登録してください

## 【領収書について】

- 領収書に下記①～⑥全ての事項が記載されているか確認すること。どれか1つでも記載のない場合は受付できないため、ご注意ください  
①受診者氏名 ②診療年月日 ③保険点数 ④自己負担額(保険適用額) ⑤領収額
- 抜けている事項がある場合には、その事項について領収書に追加記入してもらい、その箇所に医師または医療機関印を押してもらうか、医療機関に診療月1か月分をまとめて「亜細亜学園学生健康保険互助組合 診療費領収明細書」(学生センター備付)に記載してもらいご提出ください(記入に関する手数料は自己負担となります)
- レシートの場合も、同様にお手続きください
- 整骨院・接骨院は、上記③保険点数がなくても他の事項が明記されていれば受付いたします

## 【医療費申請期間一覧表】

- ※申請期間等は別紙「亜細亜学園学生健康保険互助組合 医療費申請期間一覧表」でご確認ください
- ※申請期間を1日でも過ぎた場合は受付できません